

小城市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書

1 業務名称 令和6年度 小城市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務

2 業務期間 契約締結日から令和7年1月15日まで

3 業務の目的

令和3年6月に国が策定した「地域脱炭素ロードマップ」において、「自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」という絵姿・目標が示された。

こうした状況を踏まえ、本業務では、公共施設への太陽光発電設備の導入を計画的かつ効率的に推進するため、公共施設における太陽光発電設備等の導入可能性の調査を行う。

4 業務内容

(1) 各種課題・基礎情報等の整理及び分析

太陽光発電設備の導入可能性調査として、市域での導入状況や地域特性を把握し、地域特性に基づく導入課題、導入検討に必要な基礎情報を整理し、現状の分析を行う。

(2) 公共施設の情報収集・整理

公共施設17施設（※ 建築物数ではない。）の名称、住所、築年数、面積等の情報・データ等を収集し、対象となる公共施設の概況を整理する。

(3) 導入可能性の評価及び発電量の推計

(2)で整理した情報をもとに、公共施設での太陽光発電設備の導入可能性のある施設を抽出・評価するとともに、導入が不可能な公共施設については、その理由を整理する。また、導入が可能な公共施設については、太陽光発電設備の設備容量やパネル枚数、設置角度等から発電シミュレーションにより発電量を推計し、適切な設置規模を導くための検討を行う。

なお、施設によっては、カーポート型太陽光発電設備の設置可能性についても判断する。

(4) 電力消費量の推計

電力使用量30分値データから公共施設の年間電力消費量やその特性を整理する。また、(3)で推計した発電量等から適正規模の太陽光発電設備や必要に

応じて蓄電池やV2Hシステムの必要性について検討を行い、導入効果の高い施設や避難施設を評価し、有望施設を10施設以上抽出する。また、適切な規模の算定にあたり、避難所等については、停電時に自立的に運転するための特定負荷を踏まえた運用を検討する。

(5) 導入方針案の作成及び事業採算性の評価

有望施設に対して現地調査を実施し、周辺環境や施設の状態等を確認の上、概算事業費、ランニングコストを算出する。また、現状の実態を踏まえて、導入する設備の概略仕様の検討を行い、PPAまたは自己導入を想定した収支シミュレーションを行い、概算事業費の算出と費用対効果を検討する。

地域脱炭素ロードマップ等に位置付けられた率先導入目標（2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入等）及び小城市再生可能エネルギー導入推進計画や小城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に定める温室効果ガスの削減目標の達成を見据えた導入方針案を作成する。さらに、二酸化炭素排出量の削減量を推計する。

なお、導入方針案の作成に当たっては、小城市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図ること。

(6) 報告書の作成

業務の調査内容及び結果をまとめた報告書を作成する。

(7) 打合せ・協議

打合せ・協議は、業務着手時、完了時のほか、業務履行中は必要に応じて適宜実施する。

5 成果品

受託者は、業務完了後、次に掲げる業務に係る成果品を作成し、速やかに委託者に提出すること。

- (1) 報告書製本版 2部
- (2) 報告書概要版 2部
- (3) 調査関連データを含む電子データ（CD-R 又は DVD-R） 一式

6 その他

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、契約締結後速やかに業務内容や工程、体制等を示した実施計画書を提出し、委託者の承認を受けるものとする。なお、実施計画書の書式は任意書式とする。
- (2) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は、業務完了後に速やかに当該資

料を委託者に返却しなければならない。なお、貸与した資料は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者が所有していない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

- (3) 小城市暴力団排除条例を遵守すること。
- (4) 本事業は、環境省補助事業である「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第2号事業））」に申請しているため、補助事業者として採択された場合は、業務内容の実施、成果品については、仕様書に記載の内容のほか、当該補助金の交付規程及び実施要領等を示された内容を遵守すること。また、業務に係る書類は事業終了後10年間保存し、会計検査院の監査対象等となった場合は協力すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者、受託者の双方協議の上決定する。